

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第16号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
(略)			(略)		
11	条例別表 第1の84の 項(31)に掲げ る事務	(略)	11	条例別表 第1の84の 項(30)に掲げ る事務	(略)
12	条例別表 第1の91の 項(4)に掲げ る事務	大麻取締法施行細則（昭和31年静岡県規則第67号） 第2条第4項に規定する書 換え交付に係る免許証の手 交	12	削除	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の表12の項の改正は、静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡県条例第16号）附則第1項第2号に掲げる改正の施行の日から施行する。